

7.遊戯施設の維持及び運行の管理に関する基準

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、建築基準法（以下「法」という。）に定める遊戯施設の維持管理及び運行の管理に関する細目を定め、もって遊戯施設の安全確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 所有者等 遊戯施設の所有者若しくは管理者又は遊戯施設を使用し事業を営む者をいう。
- 二 運行管理者 直接、遊戯施設の運行業務を管理する者をいう。
- 三 運転者 直接、遊戯施設を運転する者をいう。

(運行管理者の選任)

第3条 所有者は、遊戯施設の運行を直接管理させるために、遊戯施設の運行に関して十分な知識及び技能を有する運行管理者を選任し、遊戯施設の運行管理をさせなければならない。

第二章 所有者の遵守事項

(運転者の選任)

第4条 所有者は、運行管理者の意見を聞いて次の一及び二に該当する者の中から運転者を選任し、遊戯施設の運転をさせなければならない。

- 一 満18歳以上で身体健全な者
- 二 遊戯施設の運転について必要な知識及び技能を有する者

(研 修)

第5条 所有者は、運行管理者、運転者その他遊戯施設の運行又は管理に係わる業務に従事する者（以下「運行管理者等」という。）に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を年1回以上行わなければならない。

2 前項の研修は次の項目について行う。

- 一 遊戯施設に関する一般知識
- 二 遊戯施設に関する法令等
- 三 遊戯施設の運行及び点検の方法
- 四 悪天候時、地震発生時等に講ずべき措置
- 五 故障時又は停電時に講ずべき措置
- 六 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練

- 七 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練
- 八 その他遊戯施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項

(運行管理規定の作成)

第6条 所有者は、運行管理者等が守るべき運行の安全確保のために必要な事項について、遊戯施設の種類ごとに運行規定を定めなければならない。

(運行の中止)

第7条 所有者は、次の各号に該当する場合における遊戯施設に係わる運行の中止の基準及び講ずべき措置を定め、これを運行管理者等に周知徹底させなければならない。

- 一 悪天候時及び地震発生時
- 二 故障、停電等の緊急事態が発生し、又はその発生が予想される場合
- 三 遊戯施設に故障が発生し、又は故障の発生が予想される異常を覚知した場合

2 所有者は、前項の規定により遊戯施設の運行を中止したときは、運行再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを運行管理者に確認させなければならない。

(救急体制)

第8条 所有者は、利用者等に係わる人身事故が発生した場合、これに適切に対処するため、次の措置を講じ、かつ、これを運行管理者に熟知させておかねばならない。

- 一 医薬品、担架、梯子等の救急用具を常備し、定置場所を明示すること。
- 二 救急のための医療機関との連携方法を定めること。
- 三 救急要員を配置すること。

(事故発生時の措置)

第9条 所有者は、遊戯施設に係わる事故が発生したときは、すみやかに次の措置を講じなければならない。

- 一 応急手当等必要な措置
- 二 医療機関への連絡
- 三 特定行政庁その他関係部署への連絡

2 所有者等は、前項に定める事故が発生した場合においては、次のとおり特定行政庁に報告しなければならない。

- 一 遊戯施設事故速報 事故が発生した時から24時間以内
- 二 遊戯施設事故詳報 事故発生した日から起算して7日以内

(点検整備等)

第10条 所有者は、法第12条第3項の規定に基づく定期検査（以下「定期検査」という。）のほか遊戯施設の構造等に応じて整備及び補修を行わなければならない。

(定期検査・点検記録簿)

第11条 所有者は、定期検査及び定期点検の結果を定期検査・点検記録簿に記載し、これを3年以上保存しなければならない。

(定期検査済証等の掲示等)

第12条 所有者は、遊戯施設ごとに定期検査済証並びに定員、利用上の注意事項、運行管理者氏名及び運転者氏名その他必要な事項を見やすい箇所に掲示しなければならない。

第三章 運行管理者の遵守事項

(運行管理規定の遵守)

第13条 運行管理者は、運行管理規定を遵守しなければならない。

(仕業点検)

第14条 運行管理者は、運行予定日には毎日、遊戯施設の運行開始前（第7条の規定により運行を中止した場合にあっては運行再開前）に試運転及び少なくとも次の各号について点検を行い、又は行わせ異常のないことを確認しなければならない。

- 一 客席部分の座席、扉、安全バンド等の状況
- 二 安全柵の状況
- 三 ブレーキ、安全装置、非常用装置等の作動状況
- 四 走路及び機械各部の状況
- 五 回転部分等を有するものは、その可動部分の状況
- 六 電圧値及び電流値の状況
- 七 油圧あるいは空圧装置を使用するものにあつては、油又は空気の洩れ、温度等の状況

(運行日誌)

第15条 運行管理者は、遊戯施設ごとに運行日誌を備え、前条の始業点検の結果、運転回数、利用者数、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存しなければならない。

第4章 運転者の遵守事項

(運転心得)

第16条 運転者は、遊戯施設の運転をする場合においては、次の各号に定める事項及び運行管理規程を遵守しなければならない。

- 一 非常装置の操作を熟知しておくこと。
- 二 定員を超えて乗せないこと。
- 三 運転開始の合図（ベル、ブザー等）は、安全を確認してから行うこと。
- 四 運転中は、常に利用客の動作に注意を払うこと。
- 五 運転中事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに運行管理者に通報すること。
- 六 運転終了後は異常の有無を運転管理者に通報すること。

以 上